

第 161 号 (令和 6 年 3 月 15 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【規則】

△	横浜市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【建築局市営住宅課】	3
△	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局総務課】	4
△	緑の環境をつくり育てる条例施行規則等の一部を改正する規則【環境創造局政策課】	5
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局水・土壌環境課】	14
△	横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】	16

【告示】

△	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	18
△	生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	19
△	生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	21
△	生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	22
△	生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	23
△	生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】	24
△	生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	25
△	生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】	27
△	生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	28
△	生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	32
△	市道路線の認定【道路局路政課】	35
△	市道路線の廃止【道路局路政課】	36
△	市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】	39
△	市道区域の決定【道路局路政課】	40
△	県道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	41
△	県道区域の変更【道路局路政課】	42
△	市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	43
△	市道区域の変更【道路局路政課】	48

【公告】

△	大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】	50
△	審査書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	52
△	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	53
△	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壌環境課】	54
△	公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】	55
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	56
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	57
△	建築協定の認可【建築局建築企画課】	58
△	建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	59

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 12 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 3 項中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第 88 条の 2 及び第 90 条の 2 第 1 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第 90 条の 5 第 3 号中「第 2 条第 4 項」を「第 2 条第 5 項」に改める。

別表第 11 六価クロム化合物の項中「0.5」を「0.2」に改める。

別表第 12 の 2 中「、大腸菌群数」を「、大腸菌数」に改め、同表の 2 の表の大腸菌群数の項を次のように改める。

大腸菌数（単位 CFU/mL）	800	800
-----------------	-----	-----

別表第 15 六価クロム化合物の項中「0.05」を「0.02」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 34 条第 3 項及び別表第 12 の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 附則別表の中欄に掲げる業種に属する事業所（横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）第 2 条第 3 号に規定する事業所をいう。以下同じ。）に係る排水（同条第 14 号に規定する排水をいう。以下同じ。）に含まれる六価クロム化合物の許容限度についての規制基準は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 9 年 3 月 31 日までの間は、この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第 11 の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げるとおりとする。
- 施行日前に設置された事業所（施行日前から建設工事中のものを含む。）に係る排水に含まれる六価クロム化合物の許容限度についての規制基準は、施行日から令和 6 年 9 月 30 日（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 3 に掲げる施設を設置する事業所については、令和 7 年 3 月 31 日）までの間は、新規

則別表第 11 及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 附則別表

(単位 mg / L)

物質の種類	業種	許容限度
六価クロム化合物	電気めっき業	六価クロムとして 0.5

(備考)

- この表の中欄に掲げる業種に属する事業所（以下「対象事業所」という。）が同時に他の業種に属する場合においては、対象事業所に係る排水に含まれる六価クロム化合物の許容限度についての規制基準は、同表の右欄に掲げるものを適用する。
- この表に掲げる規制基準は、対象事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所に係る排水については、当該事業所が対象事業所の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、対象事業所が同時に同表の中欄に掲げる業種以外の業種にも属するときは、備考 1 の規定を準用する。